

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 公共運動公園周辺地区整備工事（２０９街区外造成その２）
 路線河海名 流山都市計画 運動公園周辺地区
 工 事 箇 所 流山市 思井

事務所名：千葉県流山区画整理事務所

明 示 項 目	明 示 事 項
工程関係	１ 本工事については工期を厳守すること。 また、工事の実施に際しては近接工事及び関連工事との工程打合せ等を密に行い、工事の円滑化に努めること。 ２ 土日祝日は原則として工事を中止とするが、やむを得ず作業を行う場合には、監督員及び主任監督員の承諾を得ること。 ３ 近接工事があるため、他工事と調整し施工を行うこと。
用地関係	区画整理事業区域内の工事であるため、多くの民有地が散在している。作業にあたっては、監督員が指示する以外の民有地を侵さないよう注意して施行すること。
公害対策関係	本工事で使用する建設機械は、超低騒音、排出ガス対策型を原則とする。土砂運搬にあたっては、騒音、振動等に対し、十分配慮すること。 また、公道を汚損することのないよう十分に留意し、道路清掃を細めに行うこと。
安全対策関係	安全訓練等については、共通仕様書によるものとする。
工事用道路関係	１ 工事現場への進入口には交通誘導警備員を配置し、歩行者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。 ２ 走行速度については、監督職員の指示に従うこと。
仮設備関係	特になし。
建設副産物関係	特記仕様書によるものとする。
工事支障物件等	工事着手に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認するとともに、支障物件等が発見された場合には、監督職員の指示に従うこと。
排水工（汚濁処理を含む）関係	各所用水路等が存在する。油脂類等の流出には細心の注意を払うこと。
そ の 他	１ 千葉県土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準を遵守すること。 ２ 地区内工事請負業者によって構成される運動公園周辺地区工事連絡協議会に加入すること。 ３ 支障構造物を取り壊す際は、監督員と十分協議してから取り壊すこと。 ４ 工事完了後、周辺居宅地への損傷の発生有無について確認を行うこと。 ５ 上記記載なき事項が発生した場合は、監督員と協議すること。